

## 「道路啓開計画について」

国土交通省 道路局 路政課

道佳：(ミチカ) 路政課・係長

道也：(ミチヤ) 路政課・係員

(昼休みの課内での会話)

道也 先輩、聞いてください！昨日観たサスペンス映画で、村に行くための唯一の道路が通行止めになり、そこから事件が起きるといった展開がありました！もし普段から利用していた道路が急に使えなくなったらとても不便ですよ。

道佳 そうね。特に地震や津波といった大規模災害では、道路が使えなくなることも考えられるわ。まさにそのような状況を想定して、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）が改正されたことは知っているかな？

道也 「道路啓開計画」ですよ。路政課の皆さんがよく口にしていたので、気になって調べました！

道佳 その姿勢はとてもいいよ！では、道路啓開計画とは何かわかるかな？

道也 はい！新設された法第 22 条の 3 によると、道路啓開計画とは大規模な災害が発生した場合における密接関連道路の円滑かつ迅速な啓開のための計画をいいます。大規模災害において救援ルートを確保する目的で、最低限の瓦礫処理や簡易な段差修正等によって道路を迅速に切り開くための計画です。協議会の協議を経て計画を定めた場合は、計画の作成者である他の道路管理者が道路の啓開を行うことができます。道路啓開計画はこれまで地方整備局などが主体となって地域ごとに作成されていましたが、それが令和 7 年の改正で法定化されたのですよ。

道佳 その通りだね。道路啓開については、平成 25 年の改正でも、道路管理者が地域の建設業団体等との間で協定を締結した場合には、災害発生時における道路の維持又は修繕に関する工事を道路管理者の承認を得ずに建設業者など道路管理者以外の者が行うことができることとする仕組み（法第 22 条の 2、第 24 条）が創設されているよ。これは東日本大震災の際に、地元の建設業者が啓開において大きな役割を担ったという事情を反映しているのよ。

道也 そうなのですね。法第 22 条の 2 は道路管理者以外の者との協定、新設の法第 22 条の 3 は異なる

道路管理者間での協議による計画という違いがありますね。今回の改正も能登半島地震を踏まえたものだと思いますが、どのような課題があったのでしょうか。

**道佳** 能登半島地震では、道路管理者だけでなく、県や自衛隊、建設業団体等と連絡体制を構築できたこと、発災前から建設業団体との協定により、対応可能な人員・資機材量を確保していたことから、全国の建設業をはじめとした皆さまのご協力もあって、発災直後からの対応ができたの。ただ、道路啓開計画が策定されていなかったことで、発災直後の啓開作業に遅れが生じたのではないかという声があったのよ。道路の迅速な復旧に当たっては道路管理者間の連携が重要で、機動的な対応をより確実なものとするために災害発生時における道路啓開の方法等についてあらかじめ取り決めておく必要性が高まってきたわけ。

**道也** だから法第 22 条の 3 は、啓開完了時間の目標や啓開の手順等を総合している計画制度を定めたのですね。

**道佳** そういふこと！計画の記載事項については法第 22 条の 3 第 2 項に規定があって、他にも、対象災害の種類、優先的に啓開する必要のある密接関連道路の路線及び区間、密接関連道路の維持に必要な資材及び建設機械の備蓄又は調達に関する事項、訓練に関する事項、密接関連道路の被害状況に関する情報収集や伝達方法に関する事項などが規定されているわ。

**道也** これだけ詳細な計画があれば、機動的な道路啓開が実現されそうですね！あれ？道路法には第 17 条第 7 項に基づく啓開の代行が規定されていますよね。道路啓開計画に基づいて啓開を実施すれば代行は不要に思えるのですが、運用に違いがあるのでしょうか。

**道佳** 鋭い指摘だね。法第 17 条第 7 項では国土交通大臣による道路啓開や災害復旧の代行について規定しているよね。この条文は、啓開や復旧作業にあたって、相手の同意なく放置された車両を移動するなどの公権力の行使を念頭に置いたものよ。対して、法第 22 条の 3 は啓開のために土砂・瓦礫等の障害物を道路脇によけるといった公権力の行使を伴わない行為を想定しているの。例えば、発災直後からの応急措置は道路啓開計画に基づいて事実行為としてできる障害物の除去等を行い、その後、公権力を伴う権限代行が必要であれば、次の段階として法第 17 条第 7 項に基づき権限代行するというように、2つの規定はそれぞれ機能するタイミングと期待される効果が異なるといえるね。

**道也** そうなのですね。勉強になります！

**道佳** では最後に私から尋ねてもいいかな？道路啓開計画に他の道路管理者が啓開を行うことができる旨を記載した場合において、他の道路管理者が行う啓開に、法第 24 条の承認は必要でしょうか？ヒントはさっきまでの会話にあったよ。

**道也** はい！法第 24 条は「道路管理者以外の者は、（中略）第二十二條の三（中略）の規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる」と規定しています。法第 22 条の 3 の規定による場合も例外として新たに位置づけられているため、道路啓開計画に他の道路管理者が道路の啓開を行うことができることを記載した場合には、発災後に啓開について承認手続きをとる必要はありません。

**道佳** 正解！今回の改正で、発災直後の承認手続きを省略できることになったから、迅速な対応が求められる発災直後において、より円滑に啓開作業に着手できるようになった点で今回の改正は意味があったのよ。

**道也** そうなのですね。今の話を聞いて、法改正の背景を知ると法律の理解がさらに深まることに気づきました！

**道佳** そうだね。自分で得た気づきは大切にしていこう！

**道也** はい！あっ、今週末が締め切りの申請書を決裁に回さないと…。道路啓開作業だけでなく文書決裁も手続きを省略できないですかね～。

**道佳** 冗談を言ってないで、早くやりなさい！急いで確認するから、まずは私に持っておいで！

**道也** 承知いたしました！

#### (参照条文)

#### ○道路法（昭和 27 年法律第 180 号）（抄）

#### (管理の特例)

#### 第十七条（略）

#### 2～6（略）

7 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する次の各号に掲げる道路について当該各号に定める管理（第一号及び第二号に定める管理にあつては高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限り、第三号に定める管理にあつては当該都道府県又は市町村が自らこれを的確かつ迅速に行うことが困難であると認められるものに限る。）を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、第十三条第一項、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

- 一 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道 維持（道路の啓開のために行うものに限る。）
- 二 都道府県道又は市町村道 災害復旧に関する工事
- 三 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道に附属する自動車駐車場 新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理（第十三条第三項、この項又は第四十八条の十九第一項の規定により道路の維持又は災害復旧に関する工事を行うために必要と認められるものに限る。）

## 8・9 （略）

### （維持修繕協定の締結）

**第二十二條の二** 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため災害の発生時において道路管理者以外の者が道路の特定の維持又は修繕に関する工事を行うことができることをあらかじめ定めおく必要があると認めるときは、その管理する道路について、道路の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者（第二号において「維持修繕実施者」という。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条において「維持修繕協定」という。）を締結することができる。

- 一 維持修繕協定の目的となる道路の区域（次号において「協定道路区域」という。）
- 二 維持修繕実施者が道路の損傷の程度その他の道路の状況に応じて協定道路区域において行う道路の維持又は修繕に関する工事の内容
- 三 前号の道路の維持又は修繕に関する工事に要する費用の負担の方法
- 四 維持修繕協定の有効期間
- 五 維持修繕協定に違反した場合の措置
- 六 その他必要な事項

### （道路啓開計画）

**第二十二條の三** 交通上密接な関連を有する道路（以下「密接関連道路」という。）の管理を行う二以上の道路管理者（以下「密接関連道路管理者」という。）は、第二十八条の二第一項に規定する協議会における協議を行つた結果、大規模な災害が発生した場合における緊急輸送の確保を図るための密接関連道路の維持（道路の啓開のために行うものに限る。以下この条において同じ。）を効果的に行うため必要があると認めるときは、共同して、当該協議会における協議を経て、当該災害が発生した場合における当該密接関連道路の円滑かつ迅速な啓開のための計画（以下「道路啓開計画」という。）を定めるものとする。

**2** 道路啓開計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 対象となる災害の種類
- 二 前号に掲げる災害（以下この条において「対象災害」という。）が発生した場合における密接関連道路の維持の実施に関する目標
- 三 前号の維持を優先的に実施する必要がある密接関連道路の路線及び区間
- 四 対象災害が発生した場合における密接関連道路の維持の方法に関する事項
- 五 対象災害が発生した場合における密接関連道路の維持に必要な資材及び建設機械の備蓄又は調達に関する事項

六 密接関連道路の維持を効果的に行うための訓練に関する事項

七 対象災害が発生した場合における密接関連道路の被害の状況に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、道路啓開計画の実施に関し必要な事項

- 3 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る。）がその管理する道路以外の密接関連道路の維持を行うことができることを定めることができる。
- 4 道路啓開計画は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する防災業務計画及び同条第十号に規定する地域防災計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 5 密接関連道路管理者は、道路啓開計画を定めたときは、遅滞なく、国土交通大臣である密接関連道路管理者にあつてはこれを公表するものとし、国土交通大臣以外の密接関連道路管理者にあつてはこれを公表するよう努めなければならない。
- 6 密接関連道路管理者は、定期的に、その定めた道路啓開計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 7 第一項及び第五項の規定は、道路啓開計画の変更について準用する。

#### (道路管理者以外の者の行う工事)

**第二十四条** 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項から第八項まで、第十九条から第二十二條の三まで、第四十八條の十九第一項又は第四十八條の二十二第一項の規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。